

佐賀県告示第77号

佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成4年佐賀県告示第184号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、法第5条の5第1項の規定により定めた<u>佐賀県産業廃棄物処理基本計画</u>に基づき、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに処理業者の育成に努め、<u>市町村と密接な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理を推進するものとする。</u></p> <p>(野焼き等の禁止)</p> <p>第5条 <u>事業者等は、適切な焼却設備を用いることなく産業廃棄物を焼却してはならない。</u></p> <p>(県外産業廃棄物の処理の事前協議等)</p> <p>第7条 県外排出事業者は、前条ただし書に規定する協議をしようとするときは、<u>排出事業場及び搬入する処理施設ごとに、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>県外産業廃棄物処理事前特例協議書（様式第2号。以下「特例協議書」という。）</u>を提出するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第16条の規定により提出された産業廃棄物処分計画書に掲げられた県外排出事業者で、その処分計画に定められた県外産業廃棄物の処分量が120立方メートル未満又は120トン未満とされているものである場合</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、法第5条の5第1項の規定により定めた<u>佐賀県廃棄物処理計画</u>に基づき、事業者等に対し、適切な指導、助言及び監督を行うとともに処理業者の育成に努め、<u>市町と密接な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理を推進するものとする。</u></p> <p>第5条 <u>削除</u></p> <p>(県外産業廃棄物の処理の事前協議等)</p> <p>第7条 県外排出事業者は、前条ただし書に規定する協議をしようとするときは、<u>排出事業場ごとに、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>県外産業廃棄物処理事前特例協議書（様式第2号。以下「特例協議書」という。）</u>を提出するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>県外産業廃棄物の処分量（当該県外産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとの処分量）が120立方メートル未満又は120トン未満である場合</u></p> <p>(3) 略</p>

改正前	改正後
<p>3 略</p> <p>4 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、正副各1部とする。</p> <p>5 特例協議書には、別表第4号に掲げる書類並びに同表第6号に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、1部とする。</p> <p>(協議内容の変更等の指導)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者に対して協議内容の変更等の指導を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>選別により中間処理を行う県外の施設から排出された産業廃棄物であるとき。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 処理委託契約書に収集及び運搬に係る処理料金並びに処分に係る処理料金を個別に支払うことを明記していないこと等により適正な処理が行われないおそれがあると認められるとき。</p>	<p><u>(4) 県外産業廃棄物が解体工事から排出される政令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物(同号イ(1)から(5)までに掲げるものに限る。)であって県内の処理施設で中間処理をするものである場合</u></p> <p>3 略</p> <p>4 事前協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、正副各1部とする。<u>ただし、毎年度同一の排出事業場から排出される県外産業廃棄物であって、その種類及び排出工程が同一の内容であるものと知事が認める場合は、この限りではない。</u></p> <p>5 特例協議書には、別表第3号に掲げる書類並びに同表第5号に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、1部とする。<u>ただし、毎年度同一の排出事業場から排出される県外産業廃棄物であって、その種類及び排出工程が同一の内容であるものと知事が認める場合は、この限りではない。</u></p> <p>(協議内容の変更等の指導)</p> <p>第8条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による協議の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、県外排出事業者に対して協議内容の変更等の指導を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 処理委託契約書に処分に係る処理料金を個別に支払うことを明記していないこと等により適正な処理が行われないおそれがあると認められるとき。</p>

改正前	改正後
<p>(6)・(7) 略 (関係地方公共団体の長からの意見聴取等)</p> <p>第10条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、<u>県外排出事業者の排出事業場を管轄する都道府県の知事(保健所を設置する市にあっては、市長)</u>に対し、意見を求めるものとする。</p> <p>2 知事は、前条第1項又は第3項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、<u>県外産業廃棄物が処分され、又は保管される施設の所在地を管轄する市町長、処理施設の設置について意見等を求めた関係市町長等に事前協議書の写しを送付し、期限を付して、県外産業廃棄物の処理について生活環境の保全上の見地から意見を求めるものとする。</u></p> <p>3 略 (承認事業者の適正処理等)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2 承認事業者は、処理を委託する県外産業廃棄物を引き渡すごとに、産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム(積荷目録制度)の実施要綱(平成2年3月26日付け衛産第18号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に定める複写式伝票を作成し、当該県外産業廃棄物に関する情報を処理業者に伝達するとともに、その処理が適正に行われたことを確認しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>4 承認事業者は、複写式伝票にあっては県外産業廃棄物の処分完了後5年間保存するとともに、前項の帳簿にあっては1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</u> (処理業者の適正処理等)</p>	<p>(5)・(6) 略 (関係地方公共団体の長からの意見聴取等)</p> <p>第10条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、<u>県外排出事業者の排出事業場を管轄する都道府県の知事(政令第27条に規定する指定都市等にあっては、指定都市の長等)</u>に対し、意見を求めるものとする。</p> <p>2 知事は、前条第1項又は第3項の規定による審査を行う場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、<u>県外産業廃棄物が処分され、又は保管される施設の所在地を管轄する市町長、処理施設の設置について意見等を求めた関係市町長等に事前協議書又は特例協議書の写しを送付し、期限を付して、県外産業廃棄物の処理について生活環境の保全上の見地から意見を求めるものとする。</u></p> <p>3 略 (承認事業者の適正処理等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 承認事業者は、前項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存しなければならない。</u> (処理業者の適正処理等)</p>

改正前	改正後
<p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認通知書等の写し及び<u>受領した複写式伝票</u>を処理施設の管理事務所等に備えておかなければならない。</p> <p>4 第2項の処理業者及び前項の処分業者は、承認通知書等の写しに<u>あつてはその有効期間満了後5年間保存するとともに、複写式伝票にあつては県外産業廃棄物の処分完了後5年間保存しておかなければならない。</u></p> <p>(処分計画書の提出)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>(報告、勧告等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により指示又は勧告をした内容について、<u>県外排出事業者の排出事業場を管轄する地方公共団体の長(保健所を設置する市にあつては、市長)</u>に通知</p>	<p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認通知書等の写しを処理施設の管理事務所等に備えておかなければならない。</p> <p>4 第2項の処理業者及び前項の処分業者は、承認通知書等の<u>写しを</u>その有効期間満了後5年間保存しておかなければならない。</p> <p>(処分計画書の提出)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前2項の規定により処分計画書を提出した処分業者は、その記載事項に変更があつた場合(産業廃棄物の種類又は処分量の変更に限る。)</u>は、速やかに、その旨を記載した処分計画書を知事に提出しなければならない。<u>ただし、県外産業廃棄物の処分量(処分量が変更された場合は、変更後の処分量)が120立方メートル未満若しくは120トン未満である場合又は当該処分量が120立方メートル以上若しくは120トン以上である場合で、第11条に規定する産業廃棄物の量の増加割合が10パーセント以内であるときは、この限りでない。</u></p> <p>(報告、勧告等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により指示又は勧告をした内容について、<u>県外排出事業者の排出事業場を管轄する地方公共団体の長(政令第27条に規定する指定都市等にあつては、</u></p>

改正前	改正後
<p>するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、第16条第 1 項の規定により提出された処分計画書に掲げられた県外排出事業者で、その処分計画に定められた県外産業廃棄物の処分量 (処分量が変更された場合は、変更後の処分量) が安定型最終処分場にあつては1,200立方メートル未満、管理型最終処分場にあつては120立方メートル未満、その他の処理施設にあつては120立方メートル未満又は120トン未満とされているものについては、第 6 条の規定は適用しない。</p> <p>4 略</p> <p>別表 (第 7 条関係)</p> <p>1 排出事業場の業務概要を記載した書類 (排出事業場の周囲見取り図を含む。)</p> <p>2 <u>処理業者との処理委託契約書 (仮) の写し</u></p> <p>3 <u>産業廃棄物収集運搬業者の搬出元の産業廃棄物処理業許可証の写し</u></p> <p>4 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書又は特例協議書を提出しようとする日前 3 月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書 (有害物質に係る溶出試験又は含有試験、含水率、pH 等) の写し</p>	<p><u>指定都市の長等</u>) に通知するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>3 当分の間、第16条第 1 項の規定により提出された処分計画書に掲げられた県外排出事業者で、その処分計画に定められた県外産業廃棄物の処分量 (処分量が変更された場合は、変更後の処分量) が安定型最終処分場にあつては1,200立方メートル未満、管理型最終処分場にあつては120立方メートル未満、その他の処理施設にあつては120立方メートル未満又は120トン未満とされているものについては、<u>第 6 条及び第16条第 3 項の規定は適用しない。</u></p> <p>4 略</p> <p>別表 (第 7 条関係)</p> <p>1 排出事業場の業務概要を記載した書類 (排出事業場の周囲見取り図を含む。) 。<u>ただし、インターネットを利用する方法により公表している場合は、書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>処分業者との処理委託契約書 (仮) の写し</u></p> <p>3 次に掲げる産業廃棄物について事前協議書又は特例協議書を提出しようとする日前 3 月以内に実施した当該産業廃棄物の分析証明書 (有害物質に係る溶出試験又は含有試験、含水率、pH 等) の写し。<u>ただし、他の書類又は図面により有害物質の混入の可能性がないと知事が認める場合は、書類の添付を省略すること</u></p>

改正前	改正後												
<p>ア <u>燃えがら</u> イ <u>汚でい</u> ウ~コ 略 <u>5・6</u> 略 様式第1号(第7条関係) 略 氏名 略</p> <table border="1" data-bbox="235 646 1102 1225"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>(受け渡し責任者の職・氏名) (排出事業者) (収集運搬業者) (処分業者)</td></tr> <tr> <td>変更に係る事項</td> <td></td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略 添付書類 1 排出事業場の業務概要を記載した書類(排出事業場の周囲見取り図を含む。)</p>	略	(受け渡し責任者の職・氏名) (排出事業者) (収集運搬業者) (処分業者)	変更に係る事項		略	<p><u>ができる。</u> ア <u>燃え殻</u> イ <u>汚泥</u> ウ~コ 略 <u>4・5</u> 略 様式第1号(第7条関係) 略 氏名 略</p> <table border="1" data-bbox="1162 646 2029 1225"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>(受け渡し責任者の職・氏名) (排出事業者) (収集運搬業者) (処分業者)</td></tr> <tr> <td><u>ホームページ</u></td> <td><u>ホームページの有無 有・無</u> <u>有の場合 アドレス又は検索キーワード</u> <u>()</u></td> </tr> <tr> <td>変更に係る事項</td> <td></td> </tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略 添付書類 1 排出事業場の業務概要を記載した書類(排出事業場の周囲見取り図を含む。)<u>。ただし、インターネットを利用する方</u></p>	略	(受け渡し責任者の職・氏名) (排出事業者) (収集運搬業者) (処分業者)	<u>ホームページ</u>	<u>ホームページの有無 有・無</u> <u>有の場合 アドレス又は検索キーワード</u> <u>()</u>	変更に係る事項		略
略													
(受け渡し責任者の職・氏名) (排出事業者) (収集運搬業者) (処分業者)													
変更に係る事項													
略													
略													
(受け渡し責任者の職・氏名) (排出事業者) (収集運搬業者) (処分業者)													
<u>ホームページ</u>	<u>ホームページの有無 有・無</u> <u>有の場合 アドレス又は検索キーワード</u> <u>()</u>												
変更に係る事項													
略													

改正前	改正後																																																
<p>2 処理業者との処理委託契約書（仮）の写し</p> <p>3 産業廃棄物収集運搬業者の搬出元の産業廃棄物処理業許可証の写し</p> <p>4 この要綱の別表第6号に掲げる産業廃棄物の分析証明書の写し</p> <p>5・6 略</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="235 826 1104 906"> <tr> <td>区分</td> <td>建設リサイクル</td> <td>120m³(t)未満</td> <td>優良認定処分業者</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="235 946 1104 1114"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">事業の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建設業</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">解体業</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 この要綱の別表第6号に掲げる産業廃棄物の分析証明書の写し</p> <p>2 略</p>	区分	建設リサイクル	120m ³ (t)未満	優良認定処分業者	略				事業の概要				建設業		解体業		その他（ ）				略				<p><u>法により公表している場合は、書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 処分業者との処理委託契約書（仮）の写し</p> <p>3 この要綱の別表第3号に掲げる産業廃棄物の分析証明書の写し。<u>ただし、他の書類又は図面により有害物質の混入の可能性がないと知事が認める場合は、書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>4・5 略</p> <p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 826 2029 906"> <tr> <td>区分</td> <td>建設リサイクル</td> <td>120m³(t)未満</td> <td>優良認定処分業者 解体工事から排出される安定型産業廃棄物（中間処理）</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 946 2029 1114"> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">事業の概要</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">建設業</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">解体工事業</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">その他（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>添付書類</p> <p>1 この要綱の別表第3号に掲げる産業廃棄物の分析証明書の写し。<u>ただし、他の書類又は図面により有害物質の混入可能性がないと知事が認める場合は、書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>2 略</p>	区分	建設リサイクル	120m ³ (t)未満	優良認定処分業者 解体工事から排出される安定型産業廃棄物（中間処理）	略				事業の概要				建設業		解体工事業		その他（ ）				略			
区分	建設リサイクル	120m ³ (t)未満	優良認定処分業者																																														
略																																																	
事業の概要																																																	
建設業		解体業																																															
その他（ ）																																																	
略																																																	
区分	建設リサイクル	120m ³ (t)未満	優良認定処分業者 解体工事から排出される安定型産業廃棄物（中間処理）																																														
略																																																	
事業の概要																																																	
建設業		解体工事業																																															
その他（ ）																																																	
略																																																	

改正前	改正後
<p>様式第3号(第11条関係) 略 氏名 —</p> <p>略</p> <p>様式第4号(第13条関係) 略 氏名 —</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>添付書類 <u>1 処理伝票の写し</u> <u>2 その他知事が必要があると認める書類及び図面</u></p> <p>様式第5号(第16条関係) 略 氏名 —</p> <p>略</p>	<p>様式第3号(第11条関係) 略 氏名</p> <p>略</p> <p>様式第4号(第13条関係) 略 氏名</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>添付書類 知事が必要があると認める書類及び図面</p> <p>様式第5号(第16条関係) 略 氏名</p> <p>略</p>

附 則

この告示は、平成27年3月1日から施行する。